

# 市民協働のまちづくり基本指針

## ダイジェスト版

近年、地方分権の進展や少子高齢化など社会環境が変化し、市民意識が多様化する中で、市民自らが地域や社会の課題に取り組み、その解決に向けていこうとする活動が活発化しています。市民の自発的、自主的活動は、福祉、環境、教育、まちづくりなど、いろいろな分野で展開され、市民がこうした活動を支援していこうとする動きも芽生えつつあります。これからの地域社会においては、多様な主体が社会の担い手として積極的に参加し、役割と責任を自覚しながら、力を合わせて、まちづくりに取り組んでいく必要があります。この基本指針は、本市が今後、市民との協働を促進していくための考え方や基本的な姿勢を示すものです。

### 1 協働とは

#### 協働の定義

豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政が、それぞれの主体性、自発性のもとお互いの立場や特性を認識、尊重し合いながら、対等な立場で共通の目的を達成するために協力・協調することです。

- ※市民活動団体：営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、市民が自主的・自発的な意志に基づき自立的に活動を行う団体で、政治的・宗教的活動は含みません。具体的には、法人格を持つNPO法人及び法人格を持たないボランティア団体、その他市民活動団体を指します。
- ※地域コミュニティ：一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団です。小林市では、地域組織（区・組等）を中核として、地域コミュニティが形成されています。

#### 協働の領域

下図のように、市民の多様なニーズに対し効果的な公共サービスを提供するには、市民と行政の役割分担が必要です。公益の領域には、市民の主体性の下に行う領域、行政の主体性の下に行う領域、協働により取り組む領域など、様々な領域が存在します。協働にふさわしい領域は、両者が市民の利益（公益）の実現という目的を共有でき、協力できる部分ですが、あらかじめ固定的に考えるのではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきです。

### 社会的課題に対する市民と行政の多様な関係

公益の領域				
協働の領域				
①市民主体 市民が自主的・自発的に行動する領域	②市民主導 市民主導の活動で行政の協力が必要となる領域	③連携・協力 市民と行政が連携・協力して事業執行する領域	④行政主導 行政主導の活動で市民参加を求める領域	⑤行政主体 行政が自らの責任で処理していく領域
市民の活動領域（自助・互助）			行政の活動領域（公助）	
例) 自治組織、地区の行事、個人・団体のボランティア活動等	例) 補助金を活用した事業、まちづくり活動等	例) イベント企画型実行委員会、NPOへの協働委託事業等	例) 行政計画策定への参画、パブリックコメント、市民協働会議等	例) 各種公共事業、施設整備事業、許認可・行政処分等

## 協働の効果・メリット

### 市民

- きめ細やかな公共サービスを受けることができます。
- 社会貢献活動に参加する機会が増えます。
- 行政の施策に参加しやすくなり、市民が主体の新しい地域社会の形成につながります。

### 市民活動団体、地域コミュニティ

- 活動の場が広がり活動の活発化につながります。
- 住民理解を得やすくなり社会的認知を高められます。
- 新たな地域コミュニティの形成へとつながります。
- 運営基盤の強化や組織の能力向上が可能となります。

### 事業者

- より効果的な社会貢献活動が実現でき、地域や市民との結びつきが強化されます。
- 事業者のイメージアップを図ることができます。

### 行政

- きめ細やかな行政サービスの提供ができます。
- 職員の意識改革と資質向上につながります。
- 事業や組織のあり方などを見直し、体制を改善する契機となります。

## 2 地域コミュニティと市民活動団体

### 地域コミュニティと市民活動団体との関係

地域コミュニティも市民活動団体も、これからの市民が主役となる地域分権時代にはなくてはならない存在で、市にとって大切な協働のパートナーとなりますが、下表のように両者は様々な点で性格が異なるものと考えられます。今後、市ではこの両者の性格の違いを十分に考慮した上で、それぞれとの協働の目的を明確にして、協働を推進していかねばならないと考えています。

### 市民活動団体と地域コミュニティの比較

	市民活動団体	地域コミュニティ
活動領域	特定のテーマ (市内全域を対象とした活動が可能)	地域内の課題全般 (地域内の共通課題を重視。地域外の課題には取り組まない。)
構成員	その市民活動団体が掲げるミッション(社会的使命)に共感する人。住所地を問わず自由に参加できる。	地縁に基づき形成されるエリア内の住民。全住民の参加が原則。
活動者	役員への責任は重い、有志の集いなので、比較的会員の関与は多い。	役員等に集中しがちである。
意思決定	責任を負う人が強い影響力を持つ場合が多い。	可能な限り全員一致。
財源	会費、寄附金、事業収入、行政からの委託料・補助金等(一時的)	会費、事業収入、行政からの委託料・補助金等(継続的)
特性	専門性、先駆性、柔軟性、有償性(一部)	公平性、平等性、中立性、無償性

### 地域コミュニティと市民活動団体が協働する地域づくり

このような「地縁系」の地域コミュニティと「テーマ系」の市民活動団体が協働することにより、お互いにメリットが生まれれば、「自治力」が増すことは間違いありません。地域コミュニティと市民活動団体が、地域社会を構成する同じ市民としてお互いを理解し合い、緊密に協働していく関係を築くことができれば、住民自治の新たなエネルギーとなり、豊かな地域社会が形成されていくはずです。

※自治力：自治力とは、地域の課題解決力、地域に必要な公共サービスの供給力、地域の意思形成・決定力、地域の規範形成力、関係主体との協働力で構成される地域住民の「自律と自己統治」力です。阪神・淡路大震災を契機として「市民が居住地で抱える生活問題に対して共同で解決していく力」を意味するものとして、地域力という概念が生まれることとなりました。地域力とは、地域力を構成する地域資源の蓄積力、地域の自治力、地域への関心力により培われるものであるといわれています。

### 3 協働のまちづくりの基本的な考え方

#### 協働の基本理念

市民と行政は、協働のまちづくりのため、対等な立場で、補完性の原則に基づき、相互に補完し合い、同じ目線でお互いに心を合わせ、力を出し合い、助け合いながら、汗を流していくことを基本とします。

市民と行政とが互いの役割を果たし、自己変革をしながら協働を進めるなかで、自治力と行政力を高め、豊かな小林市を創造していくことを目指します。

※補完性の原則：個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことを家族や地域社会が、さらに、家族や地域社会では不可能なことを行政（市町村、県、国）が順に補完していくという、地方分権や地域分権、協働を進める上で基本となる考え方です。

#### 協働を進めるための役割

協働のまちづくりを効果的に進めるために、それぞれのまちづくり主体が、次の役割を担っていきます。

市民一人ひとりの役割	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域社会へ関心を持ち、自らできることを考えます。</li><li>● 地域活動やボランティア活動、企業の社会貢献活動等の市民活動を通じたまちづくりの推進に参加・協力します。</li></ul>
市民活動団体の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民に自己実現の場や社会参画の機会を提供し、市民活動の促進・拡大を図ります。</li><li>● 地域組織や他の活動団体との連携により、活動の充実と団体の自立化を図ります。</li><li>● 活動内容を積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めます。</li></ul>
地域組織（区・組等）の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の持つ課題に対して地域でできることを考え、住民相互の親睦と連携を図ります。</li><li>● 様々な団体や人材による新しいコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。</li><li>● 地域の伝統文化を継承し、地域活動を活性化させます。</li><li>● 女性や若年層の参加や世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。</li><li>● 市民活動団体や行政との連携を図り、主体的に協働のまちづくりを推進します。</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民活動に対する参加や助成に協力します。</li><li>● 地域社会の一員として協働のまちづくりの推進に努めます。</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民と連携・協力して、公共的課題の解決を目指す協働について、職員の意識改革を図ります。</li><li>● 市民が活動しやすい基盤を整備し、多様な協働の仕組みづくりを促進します。</li></ul>

## 協働の原則

市では、円滑に協働を進めるために、次の8つの原則に従って進めていきます。

### 目的共有の原則

何のために協働するのかという、目的を共有することが必要です。

### 相互理解の原則

相手の立場や組織の違いを認識し、お互いに尊重し合うことが重要です。

### 対等の原則

お互いが対等なパートナーであるという関係を作らなければなりません。

### 自主性・自立性の原則

市民活動団体等の自主性が確保され、それぞれが自立した存在である必要があります。

### 公平・公正の原則

協働についても公平・公正を旨とし、常に市民に関わっていなければなりません。

### 公開性・透明性の原則

協働内容や過程、結果など積極的に情報公開し、透明性を確保しなければなりません。

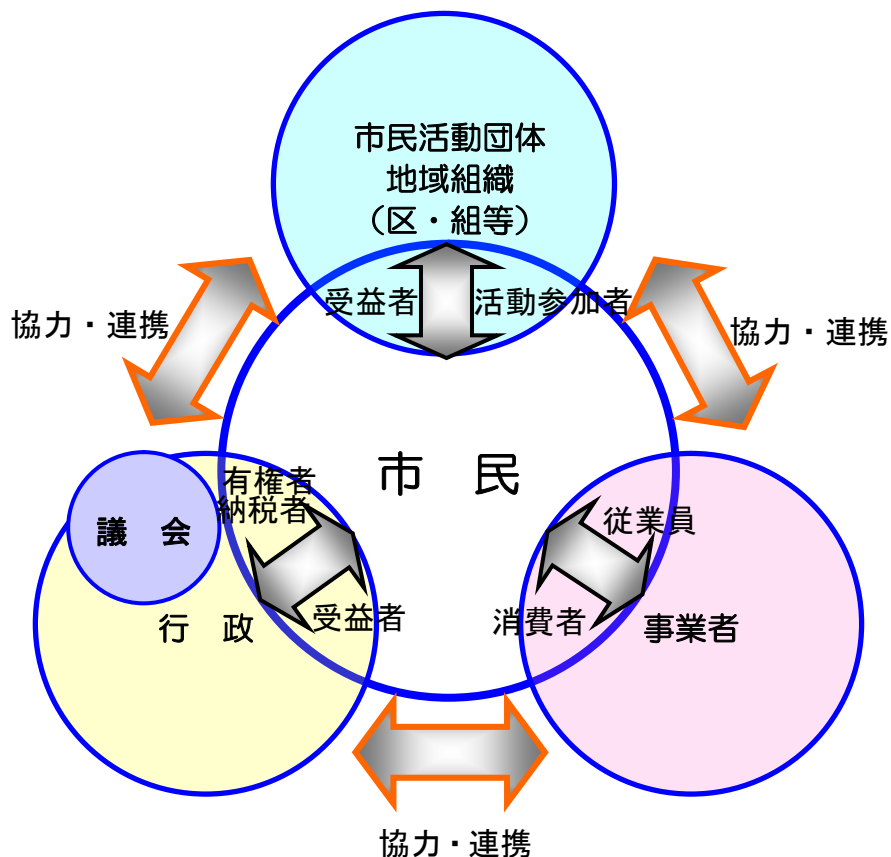
### 関係時限性の原則

協働事業の終了時期を明確にし、お互いに確認しておくことが必要です。

### 正当な対価の原則

協働事業の実施にかかるコストは、双方が応分の負担をすることが必要です。

## 【協働のまちづくりイメージ】



## 4 市民参画制度の充実

### 市民参画の考え方

市民と市との協働関係を築くための基本的な要素の一つが、市民参画の推進です。政策や計画の立案から実施・評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参画を促進し、市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めることを目指します。市は、市民参画の手続を行うときは、適切な時期と方法を選択して実施し、その結果を総合的かつ多面的に検討した上で意思決定を行います。

### 市民参画の手続

市民参画の手続として、市は、様々な局面で広く市民の参画を得るため、次のような方法による手続を行い、実施にあたっては、手続の性質及び内容に応じて、必要な周知を行います。

#### ●附属機関の委員の公募

市は、地方自治法の規定に基づき設置された附属機関（審議会）の委員を任命し、または委嘱しようとするときは、市民の参画や市内有識者の登用を目的として、委員の公募を行います。

#### ●公 聴 会

公聴会の手続は、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とします。

#### ●パブリック・コメント（市民意見の公募）

パブリック・コメントは、市の基本的な施策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して広く市民等からの意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行い、当該意見の概要やこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続です。

#### ●ワークショップ方式

グループで課題の整理、分析、提言、提案を行います。

#### ●委 嘱 方 式

公募などによるモニターや調査員、推進員などの委嘱。

#### ●意見交換会方式

シンポジウム、フォーラムなど。

#### ●アイデア募集方式

意見、作文、イラストなど。

#### ●勉強会方式

説明会、講習会など

#### ●合 議 方 式

懇談会、委員会など

#### ●アンケート方式

#### ●ヒアリング方式



## 5 市民が主役の地域分権

### 地域生活を支え合うコミュニティの現状

本市においては、自治会（区・組）活動を通じて、さまざまな地域の課題に対処し、その解決に取り組んできたほか、良好な環境を維持したり、地域住民の交流や親睦を図ったりするなど、地域の相互扶助を行う自治組織として顔の見える関係が維持されています。しかしながら、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化、高度情報化の進展などにより、地域の人々がお互いに助け合うという意識が低下し、地域課題を解決する力の減退など、その機能低下が懸念されています。

### 新たな地域コミュニティの必要性

少子・高齢化などが進展する中、行政の画一的なサービスでは対応できない、地域の実情に合ったきめ細かい取組みが必要とされてきています。そこで、地域の課題を発見し住民自らが考え行動するうえでの受け皿として地域コミュニティの活性化を図るため、行政との役割分担を明確にしたうえでまちづくりを進めていく、新たな地域コミュニティの形成を推進する必要があります。

### 新たな地域コミュニティの単位規模

新たな地域コミュニティは、小学校の通学区域程度の単位規模を基本とし、市民、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、地域組織（区・組）、地域団体（婦人会、青年団、老人クラブ、消防団、PTA等）、事業者等を含めた、まちづくり協議会組織と考えます。

なお、本市は地域ごとの人口分布に大きな差があるため、地域によってはいくつかの単位（例えば、大字、沿道地域、町並み単位等）で組織することも必要となると思われます。

### 地域コミュニティの活動支援策

地域住民の意思を反映し、地域ごとの判断と責任によって、事業展開ができるような住民自治のシステムや地域予算制度などを構築していくための制度を整備し、地域コミュニティに次のような3つの活動支援を行う必要があります。

#### 地域コミュニティ活動交付金制度の創設

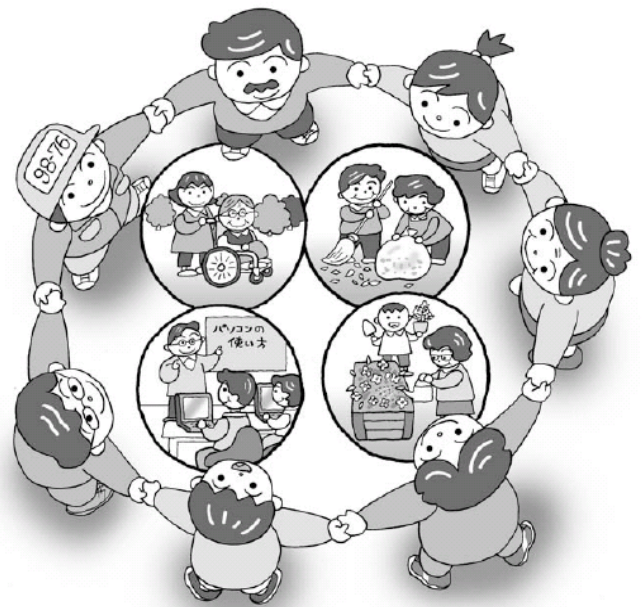
市が地域組織（区・組）や地域団体に、それぞれ交付してきた補助金や交付金の整理統合、いきいき地域づくり区交付金の見直しを行い、さらに充実した地域コミュニティ活動交付金制度を創設するとともに、地域予算制度を確立していく必要があります。

#### 地域コミュニティ推進担当窓口の設置 地域担当職員制度の導入

地域コミュニティの立ち上げから事業計画、実行、評価、予算執行処理や地域の総合窓口としての役割を担う、各地域コミュニティの推進担当窓口を設置し、各地域担当職員の配置を進めます。

#### 地域コミュニティの活動拠点の整備

活動拠点としてのコミュニティセンターについては、既存施設の有効利用を図るとともに、計画的に整備を行います。また、担当職員の常駐も含めた窓口業務、市民の交流や情報発信の場としてインターネット利用環境の整備を検討します。



## 6 協働推進のための環境整備

市民活動団体等との協働を推進していくため、様々な環境の整備や人材の育成・確保、情報提供、活動拠点の整備の検討を進めます。また、市民の意見を市の施策に反映する仕組みや協働を行うための支援体制を構築するとともに、庁内推進体制の整備を図り、職員一人ひとりの意識改革を行っていきます。

### 人材の育成と確保

市民活動入門講座、ボランティア体験実習（講座）など、参加者の裾野を広げ、多様な人材の参加を促すきっかけづくりを進めていきます。

### 情報提供・公開

市民活動団体等が積極的に情報を発信できるような環境整備を進め、市の事業や施策の展開についての情報を適切に提供し、検討過程も広く公開していきます。

### 市民活動支援センター(仮称)の設置

市民活動の拠点、情報収集・情報提供、交流・ネットワークづくりの3つの機能を持つ、市民活動支援センター(仮称)の設置に向けて具体的な検討を進めます。

### 中間支援組織の育成・連携

中間支援組織は、情報の提供、各種講座の開催、運営相談、NPO法人化支援などにより、市民活動を支援している市民活動団体です。行政や事業者等と市民活動団体等のパイプ役として重要な役割を担う中間支援組織が、市民活動団体の中から育っていくよう施策展開を図っていきます。

### 市民提案制度の実施

市民や市民活動団体等の持つ地域課題解決に向けた思いやアイデア、ネットワークを生かし、市民と行政との協働事業を具体的に推進していきます。そのために、市民の提案を政策等に反映させる事業提案制度や政策提案制度の仕組みの検討を進めていきます。

### 庁内推進体制の整備

市は「協働のまちづくり行政推進会議」を活用し、庁内の推進体制の充実を図るとともに、市民活動促進施策の総合的な展開を図っていきます。

### まちづくり基本条例(仮称)等の制定

市民と行政が一層協働を推進し、暮らしやすいまちづくりを実現するための根拠法規として、小林市まちづくり基本条例(仮称)等について、市民との協働により条例制定に向けた検討を進めていきます。

### 職員の意識改革

市職員一人ひとりが市民活動への理解を深め協働の手法を身につけていくため、職員研修の実施や協働マニュアルの作成、協働事例の共有化などを進めていきます。

### 市民活動団体等との連携・交流

日頃から市民活動団体等との意見交換や情報交換を行い、連携・交流を図っていきます。

## 7 協働事業の推進

### 協働になじむ事業

市民活動団体等と行政とが一緒に議論し、協働になじむものかを見極めていくことが必要です。

- きめ細かく、柔軟な対応が求められる事業 例：子育て支援、高齢者介護支援など
- 市民活動団体等の専門性が発揮できる事業 例：DV被害者支援、難病支援、自閉症支援など
- 多くの市民の参加が望まれる事業 例：啓発・イベント事業、公的施設の企画運営など
- 市民が主体的に関与することが望まれる事業 例：まちづくり、商店街の活性化、地域の祭りなど
- 地域の実情に合わせる必要がある事業 例：地域防犯、環境保全、道路や河川の管理など
- 行政が取り組んだことのない先駆的な事業 例：託児・宅老所、種別を超えた障がい者支援センターなど

### 協働の形態

市民活動団体等と行政との協働には様々な形態が考えられますが、最も効率的で効果的な協働となるよう、適切な選択が求められます。主な協働の形態については次のとおりです。

- 協働委託（市民活動の特性を生かした委託事業）
- 補助（自立に向けた資金支援）
- 共催
- 事業計画段階への参加
- アダプト（里親）システム
- 物的支援（公の財産の使用等）
- 後援
- 情報交換・情報提供

※アダプト（里親）システム：まちづくり参加を広げる手法の一つとして、地域に密着した市民活動団体等が、その地域にある道路や河川などの公共施設の管理者に代わって、いわゆる「里親（adopt：養子縁組）」となって清掃や植生管理などを行う方法で、市は必要な用具の貸与や傷害保険の負担、活動団体の掲示、敷地や施設の一部を活用させることなどの報奨的な仕組みを与えるものです。

### 協働事業の評価

協働の取組みが受益者である市民にとって、協働の主体である市民活動団体等、行政が、それぞれ単独で実施した場合よりも、より効果的な公共サービスであったのかどうかを評価し、成果や問題点、課題などを共有しながら、次の協働に反映させていくことが必要です。市民、市民活動団体等、行政の3者が評価する視点を踏まえ、第三者機関の設置も含めて、協働の評価体制を検討します。

### 情報公開の実施

協働事業の実施状況等に関する情報を一元化し、協働事業に係るすべての過程において積極的に公開します。市民活動団体等との協働に関する積極的な情報提供や、協働事業推進の過程を一元化して公開し、協働事業の透明性の確保に努めます。

### 協働団体登録制度

委託可能な市民活動団体等の把握や執行能力の事前確認をするため、市民活動団体等の登録制度の導入についても併せて検討していきます。このような取組みを通して、指定管理者制度（公の施設の管理運営）への市民活動団体等の参入機会の促進を図っていきます。



小林市企画調整課

〒886-8501 小林市大字細野300番地

TEL. 0984-23-0456 FAX. 0984-25-1037

E-mail k\_kikaku@city.kobayashi.lg.jp